「非訟調書通達の概要等」及び「非訟事件の期日調書及び事件経過表の記載例」の送付について

平成24年12月14日民二第000823号高等裁判所 事務局長,地方裁判所事務局長あて民事局第 一課長,総務局第三課長事務連絡

本日付けで最高裁民三第000818号民事局長,総務局長通達「非訟事件の期日調書及び事件経過表の様式及び記載方法について」(以下「非訟調書通達」という。)が発出されました。この非訟調書通達の概要等は,別紙1の「非訟調書通達の概要等」のとおりですから,裁判官及び裁判所書記官等の関係職員に配布するなどして,その趣旨等を周知させるようお取り計らいください。また,実際に非訟事件手続法(平成23年法律第51号。以下「法」という。)第31条の調書(以下「非訟事件の期日調書」という。)及び同条ただし書の規定により非訟事件の手続の期日(以下「期日」という。)の経過の要領を明らかにするための書面(以下「事件経過表」という。)を作成する場合の具体的な記載例を別紙2にまとめましたので,事務処理の参考にしてください。

なお,簡易裁判所に対しては,所管の地方裁判所から連絡してください。

非訟調書通達の概要等

第1 非訟調書通達の制定の趣旨

今般,法第31条に非訟事件の手続を期日で行った場合の調書の作成についての定めが置かれ,これを受けて非訟事件手続規則(平成24年最高裁判所規則第7号。以下「規則」という。)第19条,第20条に非訟事件の期日調書の形式的・実質的記載事項が詳細に定められたことから,非訟調書通達を制定した。

非訟調書通達に従った非訟事件の期日調書及び事件経過表の作成が求められるのは、具体的には、借地非訟事件、会社非訟事件(特別清算事件を含む。),民事非訟事件、公示催告事件等の期日を開いた場合である。これに対し、民事調停事件や労働審判事件については、非訟調書通達の対象とはならない。

第2 非訟調書通達について

非訟事件の期日調書の様式及び記載方法は非訟調書通達の記第1の定めによる こととなり、事件経過表の様式及び記載方法は非訟調書通達の記第2の定めによ ることとなる。

1 「第1の1 非訟事件の期日調書の様式」について

非訟事件の期日調書の様式は、第1号様式から第4号様式まで(期日調書2種(合議用、単独用)、書証目録、証人等目録、証人等調書)に示しているが、第1号様式(期日調書)及び第4号様式(証人等調書)については、各庁の運用に応じて適宜様式を修正することを可能としている。また、第2号様式(書証目録)の作成を省略することができることとしているのは、非訟事件の簡易迅速性を考慮して、平成16年1月23日付け最高裁総三第2号総務局長、民事局長、家庭局長通達「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」(以下「民事調書通達」という。)の記第4(簡易裁判所における調書の作成の特例)に倣ったものである。

2 「第1の2 各様式の記載方法」について

(1) 第1号様式(期日調書)

ア標題部

非訟事件の手続では、期日において、審問、証拠調べ、和解等の各種手続を行うことが想定されており、期日自体に、審問期日、証拠調べ期日、和解期日などの種別があるわけではないことから、「期日調書」との標題を用いて、期日において行う手続の如何を問わず、第1号様式による期日調書を作成することとしている。受命又は受託裁判官が期日を開く場合についても同様である。

イ 期日の回数 (記第1の2の(1)のア)

標題には、期日の回数を記載することとなる。法第31条ただし書の規定により非訟事件の期日調書の作成が省略され、事件経過表が作成された場合には、当該事件経過表に記載された期日も含めて、連続した期日の回数を記載することとなる。

ウ裁判官

受託裁判官が期日における手続を行った場合には、期日調書単独用の様式の「裁判官」の左に「受託」と記載した上で、その裁判官の所属裁判所及び氏名を記載する。

エ 出頭した当事者等 (記第1の2の(1)のウの(ウ))

テレビ会議システムを利用して期日における手続を行う場合において、 テレビ会議の方法によって手続に関与する当事者の出頭先が裁判所である ときは、通話先の電話番号を記載することなく当該出頭裁判所の名称を明 らかにすれば足りる。

オ 手続の要領等(記第1の2の(1)のオの(ア))

テレビ会議システムが設置された裁判所へ専門委員が出頭し、テレビ会議の方法により専門委員に意見を述べさせたときは、通話先の電話番号を記載することなく当該出頭裁判所の名称を明らかにすれば足りる。

(2) 第2号様式(書証目録)

非訟事件の性質に鑑み、民事調書通達と異なり陳述欄を設けていない。

(3) 第4号様式(証人等調書)

法第53条において準用する民事訴訟法(平成8年法律第109号)第204条(同法第210条において準用する場合を含む。)又は第215条の3の規定により証人、当事者本人又は鑑定人の尋問等をテレビ会議の方法によって行った場合には、本様式の「宣誓その他の状況」欄に、テレビ会議の方法により尋問等が行われた旨と当該証人等の出頭裁判所等を記載する(民事調書通達の記第3の5の(1)のウの準用)。

3 「第2 事件経過表の様式及び記載方法」について

法第31条ただし書の規定により非訟事件の期日調書の作成に代えて経過の要領を記録上明らかにする場合には、「期日を行った日時場所」、「出頭した当事者等」、「指定した次回期日」等の外形的な経過を記載する必要があるため、参考様式(第5号様式)による事件経過表を作成する。もっとも、事件経過表は、本様式を参考として適宜の様式で作成することも差し支えない。

電話会議システム等を利用して期日における手続を行った場合には、その旨及び通話先の電話番号を非訟事件の記録上明らかにしなければならないことから(規則第28条第2項,第42条第2項),原則として,非訟事件の期日調書の記載方法(記第1の2の(1)のイの(イ),同ウの(ウ)及び同のオの(ア))に準じて,事件経過表に所定の記載をする必要がある。

4 付記について

(1) 借地調書通達の廃止

借地非訟事件も非訟調書通達の対象に含むことから、平成9年12月3日付け最高裁民二第529号民事局長、総務局長通達「借地非訟事件手続において作成する調書その他の文書の様式等について」(以下「借地調書通達」という。)は廃止することとした。非訟調書通達は、おおむね借地調書通達

と同様の規定を引き継いでいるが、主な改正点としては、以下のようなもの が挙げられる。

- ア 第1号様式 (期日調書) の標題は、借地調書通達では「第 回審問調書」 としていたが、非訟調書通達では「第 回期日調書」とした(前記第2の 2の(1)のアのとおり)。
- イ 書証の提出については、第2号様式(書証目録)の作成に代えて、「手 続の要領等」欄に証拠関係を記載することができるものとした(前記第2 の1のとおり)。
- ウ 第3号様式(証人等目録)において,「調書の作成に関する許可等」欄 を設けた。
- エ 借地調書通達の記第2の「事実の探知についての告知」及び同第3の「記録の編成」については削除し、これに相当する規定を設けなかった。

(2) 経過措置等

非訟調書通達は、法の施行の日である平成25年1月1日以降に申し立てられた非訟事件及び職権で手続が開始された非訟事件の手続について適用される。上記施行日前に申し立てられた借地非訟事件の手続(同施行日前に借地借家法(平成3年法律第90号)第19条第1項の申立てがあった場合における同条第3項の申立てに係る事件の手続を含む。)については、なお借地調書通達の適用を受け、これに従って借地非訟事件の調書の作成等を行うこととなる。

第3 事実の調査について

1 通知の方式等について

借地調書通達では、事実の探知が行われた場合の告知書(改正前の借地非訟事件手続規則(昭和42年最高裁判所規則第1号)第26条)の様式を定めていたが(第6号様式)、告知書は、適宜の様式を利用することで足り、通達で様式を定める必要性は乏しいため、非訟調書通達では、これに相当する規定は

設けないこととした。

なお、事実の調査の対象となる書面を当事者等が既に受領している場合には、 その者に対する事実の調査の通知(法第52条、借地借家法第53条)は要しない。

2 記録化の方法等について

事実の調査の要旨は非訟事件の記録上明らかにしておかなければならないと ころ(規則第44条), その方法は事実の調査の対象によって異なる。

例えば、書面であれば、事実の調査の対象となったものについて、その書面 又は写しをつづり込むことによって記録化の要請を満たしているということが できる。ただし、記録中、事実の調査をした書面とそれ以外の書面が存在する 場合には、分界紙で区別をしたり、書面に事実の調査をしたかどうかを明示す る等、適宜の方法で区別することが考えられる。

また、期日において審問が行われ、関係人等から重要な内容を聴取した場合には、その要旨を非訟事件の期日調書に記載する等の方法により記録化することになる。

第4 記録の編成について

借地調書通達の記第3では、記録の編成について、平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」(以下「民事編成通達」という。)を包括的に準用しつつ、事件の難易、当事者の数等を考慮し、これと異なる方式でも差し支えない旨を定めていたが、この程度の内容であれば、通達で規律を定める必要性は高くはない。他方において、非訟事件が多種多様な事件類型を有するものであり、かつ、非訟事件の事実の調査には様々な性格のものが含まれ得ることからすると、非訟事件一般の記録の編成方法について具体的な規律を定めることは、その性質上、困難な面がある。そこで、非訟調書通達においては、記録の編成についての定めは設けないこととした。

もっとも、提出される書面には、民事訴訟における準備書面に近い性質を有す

る当事者としての主張事実を記載した書面もあれば、客観的な事実関係の証明文書や直接見聞した事実を記載した書面など、証拠的側面の強い書面もあることから、これらの書面の区別を念頭に置いて分類し、民事編成通達に準じて編成するなど、当該事件の類型や性質等に応じた適切な記録の編成を行うことが望ましい。

非訟事件の期日調書及び事件経過表の記載例

※ 本記載例は、以下のような架空のモデルケースを想定したものである。

対象事案:株式買取価格決定申立事件(株主による申立て事案)

(係属裁判所:〇〇地方裁判所)

第1回期日(2/5)

申立人・会社双方の代理人が出頭しての陳述聴取が行われた。



会社が利害関係参加の申出を行った。

第2回期日(3/12)

今後の進行予定が確認された。なお,会社の代理人は電話会議システムを 利用して,関与した。



専門委員の関与の決定・指定を行った。

第3回期日(4/26)

専門委員の出頭の下、審理が行われ、申立人・会社側双方から書証が提出 された。なお、会社の代理人はテレビ会議システムを利用して(△△地方裁 判所に出頭)、関与した。

第4回期日(5/23)

専門委員は電話会議システムを利用して意見を述べた。 審理が終結し、裁判の日が告知された。

第1回 期日調書

事件の表示 平成25年(ヒ)第10号 平成25年2月5日 午前10時00分 期 \exists 場 所 等 ○○地方裁判所民事第○部 (□電話会議 □テレビ会議 の方法による) 0 0 0 0裁 糾 官 裁判所書記官 0 0 0 0出頭した当事者等 申立人代理人 ○ ○ ○ ○ 関係人1代理人 〇 〇 〇 指 定 期 日 平成25年3月12日 午後1時30分

手続の要領等

申立人

申立書陳述2

申立ての理由中「○○」とあるのを「△△」と訂正する。

関係人

平成25年1月24日付け主張書面陳述

申立人

申立書の添付書類については、事実の調査としての取扱いを求めるものであり、書証の申出を行うものではない。3

関係人

次回期日までに、参加申出を行う予定である。

裁判所書記官 〇 〇 〇 ⑩

 1 会社法(平成 1 7年法律第 8 6 号)第 8 7 0 条第 2 項各号に定める者(会社等)の表記例。 2 非訟事件においては,期日で主張書面を陳述しなければならないわけではないから,これを期日調書に記載することも必須ではないが,期日において申立人等の陳述を聴取することが必要的とされていることから(会社法第 8 7 0 条第 2 項。なお,借地非訟事件については,借地借家法第 5 1 条。),陳述の聴取を行ったことを記録上明らかにするために,主張書面の陳述があった旨を調書に記載することも考えられる。この場合の記載方法としては,上記記載のほか,「・・・と述べた」,「・・・のとおり」等の記載も考えられる。

 $^{^3}$ 申立書の添付書類が、書証の写しの提出を兼ねたものであるのか、事実の調査の対象としての取扱いを求めるものであるのか、釈明の上、その結果を調書に記載することも考えられる。なお、書証の申出があった場合には、書証目録又は手続の要領等への記載が必要である(非訟調書通達の記第1の1の(2)、同2の(1)の1の(2)、同(2)0。

第5号様式(事件経過表)

事件の表示 平成25年(ヒ)第10号

第2回期日 平成25年3月12日 午後1時30分

場 所 等 ○○地方裁判所民事第○部(☑ 電話会議の方法による)4

1111	121	,1		5 0
出具	頭した 当	事者等	:5	書記官印
	申立人		☑利害関係参加人代理人(06-xxxx-xxxx)6	P
\square	申立人	、代理人	. 🗆	
次回	可期日	平成 2	5年4月26日 午前10時00分	

(略)

-

⁴ 電話会議システムを利用した場合には、その旨(規則第28条第2項、第42条第2項)を事件経過表に記載する。テレビ会議システムを利用した場合には、「電話会議」とあるのを「テレビ会議」と訂正して記載する。

 $^{^5}$ 氏名を省略しても差し支えないが、例えば、複数申立人がいる等、特定が必要な場合には、原則どおり氏名も記載する必要がある(符号を使用している場合には符号(「 \PA 」、「 \PB 」等)を記載して特定することとなる。)。

 $^{^6}$ 電話会議システムを利用した場合には、通話先の電話番号(規則第28条第2項、第42条第2項)を事件経過表に記載する。

第3回 期日調書

事	件	\mathcal{O}	表	示	平成25年(ヒ)第10号
期				日	平成25年4月26日 午前10時00分
場		所		等	○○地方裁判所民事第○部
					(□電話会議 ☑テレビ会議 の方法による)
裁		判		官	0 0 0 0
裁	判所	1	記	官	$\circ \circ \circ \circ$
出	頭した	当	事者	等	申 立 人 代 理 人 ○ ○ ○ ○
					利害関係参加人代理人 ○ ○ ○ ○(△△地方裁判所)
指	定	-	期	日	平成25年5月23日 午前10時00分

手続の要領等

専門委員○○○○立会

利害関係参加人

本日付け準備書面7陳述

専門委員の意見

申立人主張の・・は、・・である。

証拠8

- 1 甲1~4 (甲3 (写し))
- $2 \quad \angle 1 \sim 4$

裁判所書記官 〇 〇 〇 印

⁷ 民事訴訟法第161条の規定する「準備書面」に相当する法律上の書面は非訟事件では存在しないが、非訟事件の申立書の記載内容を補充・追加する趣旨で提出される書面が事実上「準備書面」との標題で提出された場合には、その標題を用いて特定することとなる。

⁸ 書証目録の作成を省略し、証拠関係を手続の要領等欄に記載する場合の記載例。

事 件 の 表 示 平成25年(ヒ)第10号

第4回 期日調書

期		目	平成25年5月23日 午前10時00分				
場	所	等	○○地方裁判所民事第○部				
			(□電話会議 □テレビ会議 の方法による)				
裁	判	官	0 0 0 0				
裁半	前 書 記	官	0 0 0 0				
出頭	した当事者	等	申 立 人 代 理 人 〇 〇 〇 〇				
			利害関係参加人代理人 〇 〇 〇 〇				
指	定期	日					
			手 続 の 要 領 等				
専門委員○○○○立会(電話会議の方法による。03-xxxx-xxxx)							
専門委員の意見							
利害関係参加人主張の・・は、・・である。							

1 審理終結

裁判官9

2 裁判の日 平成25年6月28日

裁判所書記官 〇 〇 〇 ⑩

⁹ 期日において、審理を終結する旨と裁判の日の定めを告知した場合の記載例(会社法第870条の2第5,6項)。次回期日を指定して、当該期日において裁判を告知することとなる場合には、指定期日欄に「平成25年6月28日(裁判)」と記載することとなる。